

食安輸発0727第4号
平成24年7月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産鰻のエンロフロキサシン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年7月27日付け食安輸発0727第1号）に基づき実施しているところです。

このたび、輸入時のモニタリング検査の結果、韓国産養殖活鰻において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、エンロフロキサシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成24年7月27日	韓国	鰻及びその加工品（簡易な加工に限る。）	エンロフロキサシン	ANSUNG EAT FARM